

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年12月22日認可した。

平成28年1月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）満願寺地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）菱池地区
香川県三郎池土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）由良農道1号地区